別紙３

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

（１）奈良県及び斑鳩町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報保護関連法令に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

（２）奈良県及び斑鳩町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、就業先に提供し、又は確認する場合があります。

（３）別紙２「斑鳩町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」２（１）から（５）までが遵守されているか確認するために、斑鳩町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧する場合があります。

（４）斑鳩町移住支援金交付要綱第３条第５号に定める要件を用いて申請を行う場合は、要件が満たされているかを確認するために、関係機関に対して調査をする場合があります。

（５）必要に応じ、斑鳩町税等の納付状況について、町長が調査する場合があります。